

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱

砥部町告示第33号

令和8年3月18日

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の均衡ある発展と住民の生活福祉の向上を図るため、地域住民自らが実施するコミュニティ施設の整備に要する経費に対し、町が予算の範囲内において、コミュニティ施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 地域とは、行政区（砥部町区長設置条例（平成17年砥部町条例第9号）第2条別表に定める区域）を指し、コミュニティ施設とは、町又は地域が設置する集会所、広場の施設で地域住民が多目的に使用するものをいう。

(補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助金限度額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとし、補助対象経費、補助率及び補助金限度額は、それぞれ別表に定めるとおりとする。ただし、事業の経費のうち、土地の取得・造成に要する経費及び既存施設の撤去・処分のみを行うための経費は、補助金交付の対象としない。

(1) 集会所整備事業

(2) 広場整備事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付をしない。

(1) 町又は地域（認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体をいう。））名義以外の土地が事業地となる場合、次に定める使用期間について、地権者の承諾書（様式第1号）が得られない事業

ア 集会所整備事業 施設が存続する期間

イ 広場整備事業 15年以上

(2) 補助事業により整備後の経過年数が次の年数以内の事業

ア 集会所整備事業 5年。ただし、屋根工事、給排水工事、衛生設備工事、白蟻駆除等緊急を要するもの及び和式トイレからの洋式化改修のものは、この限りでない。

イ 広場整備事業 3年。ただし、安全検査において修繕の必要が指摘された遊具については、この限りでない。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、補助金の額は、当該端数金額を切り捨てた額とする。

4 補助対象経費について、他の助成金等の交付を受けることができる場合は、その助成金等の額を差し引いた額を補助金額とする。

5 補助対象事業は、一行政区につき、当該年度一事業限りとする。ただし、緊急

を要し、やむを得ないと町長が認めた場合は、この限りでない。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする場合は、その地域の代表者（以下「区長」という。）が、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）により、町長に申請しなければならない。

(補助金交付決定前の事業着手)

第5条 区長は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業を着手する必要があるときは、着手前に令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付決定前事業着手申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めたときは、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付決定前事業着手承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金交付決定)

第6条 町長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに区長に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた区長（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金変更等承認申請書（様式第6号）により町長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、補助金に増減がなく、事業の目的が変更されない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請があった場合において、町長がこれを適当と認めるときは、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金変更等承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の変更及び取消し)

第8条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を変更し、又は取消しを行うことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) この告示により町長に提出した書類に誤りがあったとき。
- (3) 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。

2 前条第2項及び前項の規定により、補助金交付決定額に変更又は取消しが生じる場合は、承認の日又は事実を確認した日から15日以内に、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）により、町長に報告しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 町長は、実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、令和8年度砥部町コミュ

ニティ施設整備事業費補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金精算払請求書（様式第11号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 町長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金概算払請求書（様式第12号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（指導監査）

第14条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（補助金の返還）

第15条 町長は、補助金交付決定の変更又は取消しの通知を行った場合において、当該部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金返還命令書（様式第13号）により、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金返還命令書（様式第14号）により、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

事業区分		補助対象経費	補助率等
集会所整備事業	新築	1 建物本体の工事費 2 建物本体の設計及び工事監理委託費 3 備品購入費 4 建物登記費用 ※ 集会所完成後は、速やかに認可地縁団体名義での保存登記を行うこと。	AとBを比較して少ない額で2,000万円を限度 A 補助対象経費の10分の6 B 別表2に掲げる受益戸数に応じ、当該建築基準面積(小数点以下切り捨て)に23万円を乗じて得た額の10分の6
	維持又は改修	1 トイレの洋式化工事費 2 白蟻駆除費(ただし、予防工事は対象外) 3 次に掲げるもので30万円以上のもの (1) 上記2を含む修繕工事費 (2) 建物本体の増築、改築及び改装工事費 (3) 電気、機械等の設備工事費 (4) 集会所敷地内の構築物等工事費 (5) その他建物を維持し又は価値を高める経費 4 有線放送設備	補助対象経費の2分の1以内で700万円を限度(ただし、有線放送設備については、50万円を限度)
	耐震診断	建物本体に係る耐震診断経費 ※ 昭和56年5月31日以前に建設された建築物に限る。 ※ (財)日本建築防災協会が定める基準に基づく診断方法とし、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造にあつては一次診断法、木造にあつては一般診断法に限る。	補助対象経費の3分の2以内で、木造5万円、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造は30万円を限度
	備品購入	集会所内で使用する地域活動に必要な備品購入経費(ただし、取得価格が1万円以上)	補助対象経費の3分の1以内で10万円を限度
広場整備事業	1 次に掲げるもので一件の整備につき10万円以上のもののフェンス、防球ネット、倉庫、照明器具、ベンチ、トイレその他の附帯施設の整備及びこれらの修繕に係る経費(整備、修繕のために既存施設を撤去する場合の経費も含む。) 2 遊具の新設又は修繕	補助対象経費の3分の1以内で100万円を限度	

※他の助成金等の交付を受けることができる場合は、この額を差し引いた額を補助金額とする。

別表2 (受益戸数に応じた建築基準面積の上限)

75戸以下	130m ²	100戸以下	150m ²	125戸以下	160m ²	150戸以下	180m ²
175戸以下	190m ²	200戸以下	210m ²	225戸以下	220m ²	250戸以下	240m ²
275戸以下	250m ²	300戸以下	270m ²	325戸以下	280m ²	326戸以上	300m ²

様式第1号（第3条関係）

承 諾 書

の所有する土地を 事業として使用
することを承諾する。

所 在

地 目

地 積

使用期間

登記事項証明書 別紙のとおり

年 月 日

住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

砥部町長 様

区長

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付申請書

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業（ 集会所・ 広場整備事業）を実施したいので、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第4条により、関係書類を添えて申請します。

記

申請金額 金 円

添付書類

- (1) 令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費事業計画書
（様式第2号 添付書類その1）
- (2) 令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費収支予算書
（様式第2号 添付書類その2）
- (3) 令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費事業明細書
（様式第2号 添付書類その3）
- (4) 承諾書（様式第1号）（事業地が町又は地域名義以外の場合添付必要）
- (5) その他町長が必要と認める書類
 - ・位置図
 - ・平面図
 - ・見積書
 - ・現況写真（耐震診断以外）
 - ・契約書等の着工日等が確認できる書類（耐震診断の場合のみ）

様式第2号 添付書類その1

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費事業計画書

区名		区	代表者名				
事業の 必要性 内容	現況						
	事業の 必要性 内容	受益戸数	戸	受益人口	人		
		利用状況 (利用頻度など)					
		工期	年	月	～	年	月
		現在の構造			面積	m ²	
		事業の 内容等					
		敷地面積	m ²	敷地所有者			
予算	町補助金				円		
	地元負担金				円		
	合計				円		

様式第2号 添付書類その2

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費収支予算書

科 目		予 算 額 (円)	備 考
歳 入	町 補 助 金		
	地 元 負 担 金		
合 計			
歳 出	工 事 請 負 費		
	耐 震 診 断 委 託 料		
	備 品 購 入 費		
合 計			

様式第2号 添付書類その3

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費事業明細書

	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額
事 業 費 の 明 細						
合 計						

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

砥部町長 様

区長

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金
交付決定前事業着手申請書

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業（ 集会所・ 広場
整備事業）について、下記のとおり補助金の交付決定前に着手したいので、令和
8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に
より申請します。

記

事業の名称	
事業の内容	
事業費	
交付申請予定額	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
交付決定前着手を必要とするやむを得ない事情	

付記条件

- (1) 補助金の交付決定を受けて交付される補助金の額が、交付申請額に達しない場合又は補助金が交付されない場合においても、異議を唱えません。
- (2) この申請に係る事業に天災地変等の事由による損失を生じた場合、その損失は申請者が負担します。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

区長 様

砥部町長



令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金
交付決定前事業着手承認通知書

年 月 日付けをもって補助金交付決定前事業着手申請のあった
令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業（ 集会所・ 広場整
備事業）については、下記のとおり条件を付して申請のとおり承認したので、令
和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定
により通知します。

記

条 件

- 1 補助金の交付決定を受けて交付される補助金の額が、交付申請額に達しない場合又は補助金が交付されない場合においても、異議を唱えないこと。
- 2 この申請に係る事業に天災地変等の事由による損失を生じた場合、その損失は、申請者が負担すること。
- 3 補助金の交付決定前の事業の着手であっても、関係法令、規則等を遵守すること。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

区長 様

砥部町長



令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって補助金交付申請のあった令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業（ 集会所・ 広場整備事業）については、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の額 金 円

3 条 件

- (1) 補助金交付の対象となる事業内容は、補助金交付申請書記載のとおりとする
- (2) この補助金は、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱の定めるところにより取り扱わなければならない。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

砥部町長 様

区長

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け、第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業（ 集会所・ 広場整備事業）を、下記のとおり変更等を行いたいので、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更・中止・廃止 の理由

2 添付書類

- (1) 令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費事業計画書
（様式第2号 添付書類その1）
- (2) 令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費収支予算書
（様式第2号 添付書類その2）
- (3) 令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費事業明細書
（様式第2号 添付書類その3）
- (4) その他（様式第2号の添付書類のうち関係する書類）

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者
区長 様

砥部町長 

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業（ 集会所・ 広場整備事業）について、これを適当と認めたので、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

様式第8号（第8条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者
区長 様

砥部町長 

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金
交付決定変更（取消）通知書

年 月 日付け、第 号で交付決定した令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業（ 集会所・ 広場整備事業）について、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり変更（取消）したので通知します。

記

変更の場合

- 1 変更金額（増額・減額） 円
変更後の金額 円
変更前の金額 円
- 2 変更事由（令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第8条第1項に該当する場合） 第 号に該当
- 3 交付の条件

取消の場合

- 1 取消金額（減額） 円
取消後の金額 円
取消前の金額 円
- 2 変更事由（令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第8条第1項に該当する場合） 第 号に該当

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

砥部町長 様

区長

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け、第 号で交付決定を受けた令和8年度
砥部町コミュニティ施設整備事業（ 集会所・ 広場整備事業）に係
る実績について、下記のとおり報告します。

記

1 実績調書

集会所・広場名称 _____

事業の内容	工期	所要経費総額	町補助金
		円	円

2 添付書類

- 令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費収支決算書
（様式第9号 添付書類その1）
- その他町長が必要と認める書類
 - 令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業所要経費明細書
（様式第9号 添付書類その2）
 - 領収書の写し
 - 建物登記簿謄本（新築）
 - 整備部分及び全景の写真（耐震診断以外）
 - 耐震診断結果が分かる書類の写し（耐震診断）

様式第9号 添付書類その1

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費収支決算書

科 目		決 算 額 (円)	備 考
歳 入	町 補 助 金		
	地 元 負 担 金		
合 計			
歳 出	工 事 請 負 費		
	耐 震 診 断 委 託 料		
	備 品 購 入 費		
合 計			

様式第9号 添付書類その2

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業所要経費明細書

	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額
事 業 費 の 明 細						
合 計						

様式第10号（第10条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者
区長 様

砥部町長 

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金確定通知書

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金の額を、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定額 金 円

様式第11号（第11条関係）

年 月 日

砥部町長 様

区長 ⑩

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金精算払請求書

年 月 日付け、第 号をもって確定通知のあった令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金を、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円
内 訳 交付決定通知額 金 円
概算払受領済額 金 円
今回請求額 金 円

.....

振込先の金融機関名等

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名 支所名	支店 支所
口座種別	口座番号	フリガナ	
1 普通 2 当座		口座名義	

年 月 日

砥部町長 様

区長 ⑩

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け、第 号をもって交付決定のあった令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金を、令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額	金	円
1 内 訳	交付決定通知額	金 円
	概算払受領済額	金 円
	今回概算払請求額	金 円
	残 額	金 円

2 概算払を請求する理由

3 添付書類
概算払いを請求する理由を証明できるもの
(請求書写し、契約書写し、現況写真など)

.....

振込先の金融機関名等

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名 支所名	支店 支所
口座種別	口 座 番 号	フリガナ	
1 普通 2 当座		口座名義	

様式第13号（第15条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者
区長 様

砥部町長 

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金返還命令書

年 月 日付け、第 号をもって交付決定の変更等の承認、又は通知した令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金について、すでに交付した補助金を下記のとおり返還されるよう令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により通知します。

記

1 返還金 金 円

2 返還期限 年 月 日

様式第14号（第15条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者
区長 様

砥部町長 印

令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金返還命令書

年 月 日付け、第 号をもって確定した令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金について、すでに交付した補助金を下記のとおり返還されるよう令和8年度砥部町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

1 返還金 金 円

2 返還期限 年 月 日